

令和2年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業

公募要領（継続・新規）

応募締切：令和2年4月3日（金） 17時 必着

○相談期間：令和2年2月13日（木）～4月2日（木）

○応募受付期間：令和2年3月25日（水）～4月3日（金）

1. 事業の概要	…P. 1
(1) 事業の趣旨	…P. 1
(2) 公募の対象となる事業	…P. 1
(3) 補助金交付の対象となる事業及び事業期間	…P. 2
(4) 補助の対象となる団体	…P. 3
(5) 補助率、補助金額	…P. 3
(6) 補助対象経費	…P. 4
2. 応募手続き等の概要	…P. 5
(1) 応募書類	…P. 5
(2) 応募期間・応募締切・応募書類等の提出	…P. 5
(3) 応募の要件	…P. 6
(4) 応募から補助金交付までの流れ	…P. 6
3. その他の留意事項	…P. 8
4. 審査及び採択について	…P. 9

公募についてのお問い合わせ先

公益財団法人沖縄県文化振興会

〈沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業・担当〉

〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター6階 605号室

電話 098(987)0926 / E-mail info-oac@okicul-pr.jp

令和2年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業

公募要領（継続・新規）

本事業は、令和2年度における国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提に公募を行うものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。

国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の沖縄振興特別推進交付金の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、事業内容の変更若しくは事業を実施しないことがありますので、予めご了承ください。

沖縄県及び公益財団法人沖縄県文化振興会（以下、文化振興会）は、「令和2年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業」に係る取り組みを、以下の要領で公募します。

1. 事業の概要

（１） 事業の趣旨

本事業は、文化芸術に関わる県内の団体が行う各種の取り組みを補助することにより、本県の多様で豊かな芸能や文化芸術といった文化資源を活用した、文化芸術活動を持続的に支える環境形成を推進することを目的とします。

（２） 公募の対象となる事業

本事業では、次の3つの区分の取り組みを公募します。

① 文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決を図る取り組み

（対象となる取り組み例）

- 文化芸術活動の継続・強化に向けて、事業の企画やマネジメント等事務局体制の構築を図る取り組み
- 文化芸術活動を支える担い手等の育成・継承に関する取り組み
- 関連する文化関係団体や人材の組織化を図る取り組み

② 文化芸術の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取り組み

（対象となる取り組み例）

- 認知度の向上やリピーター獲得に向けた体系的な計画を有する取り組み
- 外部の専門家・団体等と協働して行う意欲的かつ主体的な取り組み
- 創作人材の育成やアーティスト交流を伴う魅力ある取り組み

③ 文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を促進する取り組み

(対象となる取り組み例)

- 県内の民間事業所（観光、まちづくり、産業その他の関連分野）と連携して行う取り組み
- 教育機関（各種学校、図書館、博物館、公民館等）と連携して行う取り組み
- 異なる背景を持つ人々との新たなコミュニケーションの創出拡大や共生社会の形成に向けて、関係機関（福祉、国際交流その他の関連分野）と連携して行う取り組み

上記に示した（取り組み）は、あくまでも例示です。上記①から③の区分の選択にあたっては、応募する事業全体として目指す目的に基づいて判断してください。

また、以下の事業については補助対象となりません。

《補助の対象とならない取り組み》

- ・ 一過性のイベントである等、支援終了後も継続して取り組まれる見込みがないもの
- ・ 既存の自社事業の延長であり、新規性がみられないもの
- ・ 補助対象となる取り組みについて、国、県、市町村、その他公的団体から補助金、助成金等の交付を受けているもの
- ・ 宗教的又は政治的な意図を有するもの
- ・ その他本補助金の趣旨に沿わない取り組み（公的な資金の使途として社会通念上、不適切なもの、他の県事業にて実施すべき内容のものなど）

(3) 補助金交付の対象となる事業及び事業期間

「4. 審査及び採択について」（p.9）に基づき採択された取り組みを補助対象とします。事業期間は、交付決定日から翌年2月末（令和2年度は令和3年2月末まで）です。

○ 補助事業は、アドバイザーボードによる毎年度の審査・採択を受けることで、最長3年間（令和2年度新規応募事業は最長2年間）、継続することができます。

なお、本年度採択は来年度以降の採択を確約するものではありません。

(4) 補助の対象となる団体

補助金の交付を受けることのできる団体は、県内に主たる事業所を有し、かつ、文化芸術に関する事業を行う団体であって、以下に掲げる団体とします。

1. 一般社団法人及び一般財団法人
2. 公益社団法人及び公益財団法人
3. 特例民法法人
4. 特定非営利活動法人
5. 株式会社（特例有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社
6. 法人格を有していないが、以下の要件をすべて満たす団体
 - ア 定款に類する規約を有し、次のイ及びウについて明記されていること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有していること
7. 上記1. から6. の団体の中核とした任意団体（実行委員会等）であって、当該団体としても6. アからウの条件を満たしている者
8. その他知事が適当と認める団体

また、次の掲げる事項のいずれかに該当する者は「補助金の交付を受ける者として不適当な者」として、補助対象事業者となりません。

- 事業関係者に暴力団関係者を有する者
- 国税、県税、市町村税等を滞納している者

(5) 補助率、補助金額

- 補助率：1年目=9/10、2年目=8/10、3年目=7/10
- 補助金額：補助対象経費に補助率を乗じた額で、それぞれ次の額を上限とします。

① 文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決を図る取り組み
補助金額：500万円以内

② 文化芸術の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取り組み
補助金額：500万円以内

③ 文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を促進する取り組み
補助金額：1000万円以内

※補助事業の実施に伴う収入（入場料、受講料、協賛金等）があった場合は、補助対象経費から収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金額とします。

(6) 補助対象経費

補助金の名称	補助対象経費	内 容
沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業補助金	1. 人件費	補助事業に従事した従業員（パート、アルバイトを含む）に対する給料、通勤手当、補助事業者負担分の法定福利費 ※時間外手当、役員報酬（代表者の人件費）は補助対象外です。
	2. 事業費	
	① 賃金	イベント開催等のために必要な一時的なアルバイト等に支払う賃金
	② 報償費	セミナー、シンポジウム等の講師謝金、必要な知識、情報を得るために開く有識者委員会への謝金等
	③ 旅費	事業の実施に直接必要な航空賃、鉄道賃、車賃、宿泊費等
	④ 需用費	事業の実施に直接必要な消耗品費等
	⑤ 役務費	事業の実施に直接必要な広告宣伝費、翻訳料、原稿料、著作権使用料、デザイン料、作・編曲料、演出料、出演料、舞台監督料、舞台技術料、演技指導料、司会者料、送料、運搬費、イベント保険料、シンポジウム参加費等に要する経費
	⑥ 委託料	事業の実施に直接必要な業務のうち、プロモーション費、調査研究費、舞台設営費等の補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の業者に行わせるために必要な経費 ※事業の企画判断、管理運営等、補助事業の根幹に関わる業務の委託は不可です。 ※委託料は補助対象経費総額の3割を上限として計上してください。
	⑦ 使用料及び賃借料	事業実施に直接必要な会場使用料、駐車場使用料、機械設備等の使用料、有料道路通行料、車両リース、衣装レンタル、楽器レンタル等に要する経費

《補助対象とならない経費》

- ・ 代表者にかかる人件費（報酬等を含む）
- ・ 手数料（振込手数料及び代引手数料等）
- ・ 消費税及び地方消費税の公租公課（収入印紙等）
- ・ 補助事業者の通常の事業活動の維持経費（家賃、光熱水費、電話代等）
- ・ 他の事業との明確な区分が困難である経費
- ・ 補助事業の趣旨や目的に沿わない経費、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費など

補助対象経費積算の考え方など、その他の詳細については、沖縄アーツカウンシルのウェブサイト（<http://okicul-pr.jp/oac/>）の「補助金情報」に掲載している『沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業補助金の手引き～令和2年度版～』を参照してください。

2. 応募手続き等の概要

(1) 応募書類

以下の応募書類、添付書類を提出してください。(手書きは不可)

【応募書類】

1. 事業企画応募書
2. ① 令和2年度補助事業計画書(別紙1-1)
② 令和2年度の取り組みスケジュール(別紙1-2)
③ 人員体制(事務局体制)(別紙1-3)
3. 応募者の概要(別紙2)
4. ① 事業収支予算書(別紙3-1)
② 経費明細表及び収入内訳(別紙3-2)
※参考資料として、経費の根拠となる見積書等を添付
5. 誓約書(別添)
6. 納税証明書(国税(その3の3)、県税、市町村税)
※任意団体の場合は代表者個人の納税証明書(国税(その3の2)、県税、市町村民税)

【添付書類】

7. 応募者の決算書
※ 応募者の貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の写し等各1部。(いずれも、直近1期分)
8. 応募者の事業概要が確認できる定款、規約等の写し、又はパンフレット等。
※ 各1部

(2) 応募期間・応募締切・応募書類等の提出

【相談期間】 令和2年2月13日(木)～4月2日(木)まで
受付時間 10:00～16:00 (土日祝日を除く)

【応募受付期間】 令和2年3月25日(水)～4月3日(金) 17時まで
受付時間 10:00～17:00 (土日祝日を除く)

【応募締切】 令和2年4月3日(金) 17時 必着
※ 締切後の提出は一切認められません

【提出方法】 応募書類は下記あてに直接持参、又は郵送にて提出してください。
直接持参する場合は必ず事前に連絡し、調整の上持参してください。
なお、郵送の場合は、封筒に「沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業
応募書類在中」と朱書きで記入し、配達証明が証明できる方法(配達証明
等)により送付してください。

【提出先】 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1
沖縄産業支援センター6階605号室
公益財団法人沖縄県文化振興会
(沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業) 担当 宛

(3) 応募の要件

応募は、次の各号すべてに該当する団体を対象とします。

- ① 「1. (4) 補助の対象となる団体」の条件を満たしていること。
- ② 事業経費の適正な執行や補助事業の期間中における補助金相当額の資金調達について、十分な管理体制と事務処理能力を有していること。
- ③ 補助事業の実施にあたっては、文化振興会と連携する体制を整備していること。
- ④ 補助事業の進捗状況や毎月の成果を報告できること。
- ⑤ 本事業の成果報告会等にて、事業成果を公表できること。

(4) 公募から補助金交付までの流れ

公募から補助金交付までの流れは、以下のとおりです。

① 公募



② 事業者からの応募

補助を希望する事業者は、補助金に係る事業計画及び添付書類を文化振興会に提出。

※ 応募に際して事前に相談を受け付けています。(p. 5参照)



③ 審査・採択

文化振興会は、要件及び資格審査の上、アドバイザリーボードによるプレゼンテーション審査会を経て、採択又は不採択を決定し、その結果を通知します。

※ 審査に先立ちヒアリングを実施する場合があります。

※ 採択は、交付決定（経費支出の認定）ではありませんので、ご注意ください。



内閣府による事前確認

採択された事業に対し、本事業の目的に沿っているか、補助終了後においても事業を継続又は発展させていく見込みがあるか等について、内閣府による事前確認が行われる可能性があります。



④ 交付申請

採択された事業者（補助事業者）は、県へ補助金交付申請書を提出します。対象経費ごとの見積書等の積算根拠資料の提出が必要です。



⑤ 交付決定

県より交付決定を通知します。県からの交付決定後、補助事業の経費支出が認められます。



⑥ 事業の実施

補助事業者は、採択内容を踏まえて補助事業を実施します。事業の実施期間中は、文化振興会が、随時、事業の立ち会い及びハンズオン支援を行います。補助事業者は、事業の進捗状況等について、適宜文化振興会へ報告を行うものとします。また、文化振興会は PDCA サイクルに基づく助言指導として、事業実施後の目標達成状況や取組結果を評価・検証し、今後の事業の持続的発展に向けたマネジメントに関する提言を行います。

※「ハンズオン支援」とは、組織運営や普及啓発等を含む沖縄県内の芸術文化関連事業者のスキルアップやノウハウの蓄積、ネットワークの形成等を目的とした寄り添い型の支援のことであり、本事業においては、文化振興会職員が随時補助事業者に対して行っていきます。

※「PDCA サイクル」とは、事業のプロセスを、Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）の4段階に分類し、Action を次の Plan につなげることでサイクルを回し、事業の改善を図りながら継続的な実施を目指すものです。



⑦ 概算払請求

希望する補助事業者は、概算払請求が可能です。（交付決定額の5割以内）



⑧ 実績報告

事業終了後、14日以内に補助事業者は県に実績報告を行います。

但し、令和3年2月28日（日）まで事業を実施した場合は令和3年3月5日（金）までに文化振興会へ提出するものとします。



⑨ 補助金額確定・精算払請求・補助金交付

実績報告及び事業経費の確定検査後、県へ精算払請求書を提出、県から補助金を交付します。

3. その他の留意事項

- (1) 採択された事業と同一の事業内容で国、県、市町村、その他の公的団体から補助（委託を含む）を受けている場合、採択の決定が取り消されることがあります。
- (2) 採択された場合は、補助事業者の団体名、事業の内容などを一般（新聞、沖縄アーツカウンシルウェブサイト等）に公表します。
- (3) 補助事業者には、沖縄県が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。その際には、採択となった事業の成果をとりまとめた映像・写真や広報用資料等の提出をお願いします。
- (4) 提出頂いた広報用資料等については、本事業の成果報告会のほか、沖縄県のウェブサイトや広報宣伝媒体、各種会議等において使用することもありますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 年に数回アンケート及びヒアリング等を実施する場合があります。また、事業終了後に事業実施報告書等を提出していただきます。当該報告書に効果や成果を明確に記載することができるよう、あらかじめ準備しておいてください。
なお、事業実施報告書において、実績が計画と著しく異なる、効果や成果の把握ができていない等の状況が認められた場合は、交付を取り消すことがあります。
- (6) 採択された事業者は、事業完了後に実施される報告会等に参加してください。
- (7) 補助金に係る経理について、証憑類を整理し、かつこれらの書類を事業終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

4. 審査及び採択について

【審査方法】

審査は、振興会による要件及び資格審査の上、振興会が設置するアドバイザリーボードにより実施します。アドバイザリーボードは、応募書類の書面審査及び応募者プレゼンテーション（必要に応じて実施）を踏まえて合議審査を行います。
審査結果を踏まえ、振興会が補助対象となる事業を採択します。

【評価項目】

共通評価項目のほか、補助対象となる事業の区別に評価項目を設定し、総合的な審査を行います。

●共通評価項目

評価項目	評価事項
事業実施の確実性	・ 応募事業を十分に遂行できる見込みがあるか（実施体制、過去の実績等）。 ・ 財務状況等は、適切な事業遂行にあたって問題ないか。
事業内容の妥当性	・ 本年度に達成すべき目標が明確に示されているか。 ・ 事業終了時に目標の達成度を検証する方法が示されているか。 ・ 応募事業の内容及び遂行方法は、目標に照らして十分現実的かつ具体的であるか。 ・ 事業内容に見合った事業費積算となっているか。（著しく高額となっていないか。） ・ 過去に本補助金を受給している場合、過去の取り組みの課題や成果を踏まえているか。
事業の持続的発展の可能性	・ 補助対象となる期間の終了後においても事業を継続し、発展させていく見込みがあるか（実施計画及び体制等）
事業の新規性	・ 新規性のある取り組みであり、新事業の創出や既存事業の新たな展開につながる見込みがあるか。

①文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決を図る取り組み

評価項目	評価事項
文化芸術活動の継続・強化に向けた運営上の課題解決	・団体又は業界が抱える課題について、的確な現状分析がなされているか。その課題設定は適切であるか。 ・課題解決の手法は十分有効かつ効率的であり、妥当なもののか。
文化芸術活動の活性化	・応募事業を実施することで、文化芸術活動の件数（回数）増加につながるなど、当該文化芸術分野（団体）の活性化に資するものであるか。

②文化芸術の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取り組み

評価項目	評価事項
文化芸術の普及及び魅力発信	・より多くの県民等に、文化芸術に触れる機会を提供することが期待できるものであるか。 ・文化芸術の魅力の向上に資する取り組みがなされているか。 ・事業者の掲げるビジョン実現に向けて体系的に位置づけられる公演・展示事業等となっているか（本年度において公開を伴う活動（公演・展示事業等）を含む場合）
県内文化芸術の享受者の創出拡大	・応募事業を実施することで、当該文化芸術分野（団体）の享受者の増加が図られるか。

③文化芸術資源を活用した地域の諸課題の解決を促進する取り組み

評価項目	評価事項
文化芸術資源を活用した地域の諸課題の解決	・地域の諸課題の現状やニーズを踏まえた取り組みとなっているか。 ・文化芸術を活用することで新たな価値（経済的価値や社会的価値等）を創出する取り組みとなっているか。
異分野の団体との連携体制	・文化芸術に関する事業を行うことを主たる目的としない異分野の団体との効果的な連携体制が構築できているか。
文化芸術の社会的役割の創出拡大	・応募事業の実施が、文化芸術資源を活用した取り組みの普及拡大に資するものであるか。